法務局地図作成事業について（お知らせ）

令和８年１０月

千葉地方法務局では、令和８年度及び９年度の法務局地図作成事業として、佐倉市六崎ほか地区（佐倉市六崎、石川及び城の各一部地域）において、不動産登記法第１４条第１項に規定する精度の高い地図を新たに作成することになりました。

つきましては、本事業に御理解と御協力を賜りますようお願いします。

◆地図作成の目的

現在、法務局に備え付けられている地図の多くは、「地図に準ずる図面（公図）」ですが、この公図は、現地の形状と一致しないものや公図上の土地の境界（筆界）の位置について現地復元性が低いものが多い状況にあります。

このような理由から、地図が備え付けられていない地域については、道路・下水道整備などの公共事業、土地や建物の売買などの不動産取引、あるいは災害復旧等に問題が生じています。

そこで、千葉地方法務局では、これらの問題を解決するために、土地一筆ごとの境界（筆界）を確認の上、正確な測量を行い、現地と一致する精度の高い地図を作成することとしています。

◆地図作成の効果

１　各土地の筆界点が「公共基準点」に基づく国家座標値を持ちます。この結果、現地復元性を保持することとなり、街づくりや災害復旧に威力を発揮します。

２　それぞれの土地所有者の皆様には、国家座標値に基づいて作成された地積測量図を交付します。

３　国家座標による位置の特定ができますので、境界紛争がなくなり、安心して土地を管理することができます。

◆作業期間等

作業期間：令和８年１１月頃から令和１０年３月頃まで

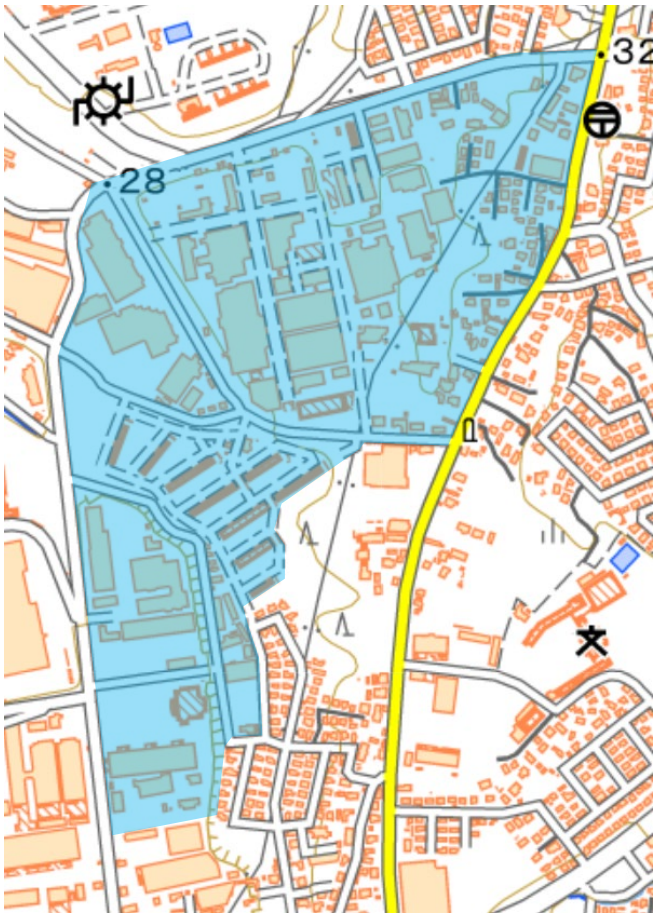
計画機関：千葉地方法務局

作業機関：公益社団法人　千葉県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

♦事業対象地区

佐倉市六崎ほか地区

（約0．22k㎡）



地理院タイル（標準地図）を加工して作成

♦お問合せ・連絡先

〒286－0014

成田市郷部1322番地（千葉地方法務局成田出張所内）

千葉地方法務局　法務局地図作成現地事務所

電　　話　0476－24－0600

業務時間　午前9時00分～午後5時00分（土日祝日、年末年始は除く）

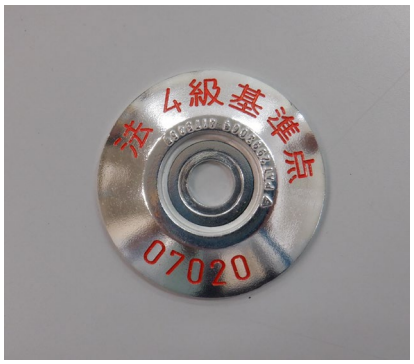
♦地図作成の流れ（概要）

1）基準点測量（令和8年11月頃から令和9年1月頃）

◎　地図作成に当たって骨組みとなる大切な測量です。土地一筆ごとに実施する一筆地測量のよりどころとなるものです。

◎　実施区域内及びその周辺に設置されている公共基準点を基に、同区域内の公

共用地及び民有地に4級基準点を設置します。



2）現地・境界点調査・復元測量（令和９年２月頃から５月頃）

◎　土地一筆ごと地目や利用状況を調査し、境界標の探索を行います。

◎　現況を調査・測量して、地積測量図等の資料に基づき境界点の位置を検討します。

★　土地所有者の皆様にお声がけの上、所有地に立ち入らせていただくことがあります。

3）一筆地調査（令和９年６月頃から１０月頃）

◎　土地所有者又はその代理人の皆様の現地立会いの下、土地一筆ごとにその境界や地番・地目を調査します。

◎　立会調査において境界等を確認した場合には、土地所有者又はその代理人の皆様に土地調査書への署名・押印をお願いします。

◎　一筆地調査が終わり次第、作業機関が順次測量します。

★　土地所有者又はその代理人の皆様には、現地での立会いをお願いします。

4）面積計算・地図作成（令和９年１０月頃から１１月頃）

◎　測量の成果に基づいて土地一筆ごとに面積を計算し、実施区域内の土地にかかる地図（縮尺 500 分の 1）を作成します。

5）縦覧・異議申立（令和９年１１月頃）

◎　測量の成果に基づき作成した「地図の原図」や「地積等調査一覧表」について、一定期間を定めて土地所有者の皆様に確認していただきます。

その際に、相違箇所等があれば申し出てください。

６）職権登記（令和１０年１月頃から２月頃）

◎　地目や地積が従前の登記記録（登記簿）と一致しない場合は、登記官が職権により登記を行います。

◎　あわせて、地図及び土地一筆ごとの地積測量図を法務局に備え付けます。

７）地積測量図を所有者の皆様へ郵送（令和１０年２月頃）

◎　筆界が確定した土地については、地積測量図を土地所有者の皆様に郵送します。